

各 都道府県 介護保険担当主管部（局）御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

都道府県・研修実施機関・研修向上委員会向け介護支援専門員研修オンライン実施の手引きについて

平素より介護保険行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。  
さて、標記につきましては、「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（令和3年度）」の資料において、「各都道府県におかれては、改めて、研修実施機関や研修向上委員会と十分な連携を図りつつ、今後の介護支援専門員の実務研修等の通信学習の実施においては、当該事業の成果物の積極的な活用をお願いします。令和3年度介護支援専門員研修オンライン化等運用事業終了後、改めて成果物に係る取扱いなどについてのお知らせを予定している」旨、ご連絡しておりましたが、今般、介護支援専門員研修オンライン化等運用事業（令和3年度予算）の実施結果を踏まえ、別添1及び別添2のとおり、お示いたします。

ケアマネジメントの質の向上については、社会保障審議会等において、「公正中立なケアマネジメントの確保や、ケアマネジメントの質の向上に向けた取組を一層進めることが必要である。適切な修了評価やICT等を活用した受講環境の整備など、研修の充実や受講者の負担軽減等が重要である。」（「介護保険制度の見直しに関する意見」社会保障審議会介護保険部会（令和元年12月27日））とされており、研修受講方法の利便性の向上や研修費用の助成の推進など、研修の実施に係る環境整備や受講負担の軽減が求められており、具体的には、介護支援専門員の研修内容の平準化や、PDCAサイクルを踏まえた継続的な取組み等が必要であると考えております。

各都道府県におかれましては、今般の手引きを研修実施機関や研修向上委員会に周知いただき、これらの方々と十分な連携を図り、今後の介護支援専門員の実務研修等の通信学習の実施にあたっては、当該手引きを踏まえたオンライン研修環境を整備いただき、介護支援専門員の研修受講負担の軽減や資質向上等に向けた取組を一層進めていただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。

さらに、介護支援専門員に係る法定研修については、各都道府県間で研修の受講者負担に差があるため、各都道府県におかれましては、受講者の負担軽減の観点から、地域医療介護総合確保基金の更なる積極的な活用により、受講者負担に十分ご配慮の上実施していただくようお願いします。加えて、オンライン研修環境の整備については、研修受講者のみならず、研修実施機関等の負担軽減につながる可能性が高いこと、また、全国的な整備がなされることで、各都道府県内の受講者の研修の習熟状況、各都道府県間や全国における比較や傾向などの実態などについて、把握や分析が将来的には可能となると考えていることから、ケアマネジメントの質の向上や底上げのためにも積極的に取り組んでいただき

ますようお願いいたします。

また、令和4年度においても、介護支援専門員研修オンライン化等運用事業を実施することとしておりますが、オンライン研修環境の利用状況等の実態把握等を行うとともに、今後、当該事業に関する内容も随時お知らせしてまいりますので、引き続きよろしく願いいたします。

なお、今般お示しする別添1及び別添2については、今後、当省ホームページに掲載いたしますことを申し添えます。

○ 都道府県・研修実施機関・研修向上委員会向け介護支援専門員研修オンライン実施の手引き【概要版】（令和3年度版）・・・・・**別添1**

○ 都道府県・研修実施機関・研修向上委員会向け介護支援専門員研修オンライン実施の手引き（令和3年度版）・・・・・**別添2**

※ 今後、当省ホームページに掲載

○ 介護職員・介護支援専門員

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000054119.html>

**【担当】**

厚生労働省 老健局

認知症施策・地域介護推進課 人材研修係

電 話：03-5253-1111（内線 3936）

F A X：03-3503-7894

e-mail：[shinkou-jinzai@mhlw.go.jp](mailto:shinkou-jinzai@mhlw.go.jp)